

事 務 連 絡
令和3年12月14日

各都道府県防災主管部(局) 長殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(防災デジタル・物資支援担当)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(避難生活担当)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 参事官(被災者生活再建担当)

クラウド型被災者支援システムの導入経費に係る
緊急防災・減災事業債の活用について

クラウド型被災者支援システムの導入経費及びコンビニ交付関係の経費については、既に特別交付税(1/2)措置が適用されている旨、お知らせしたところです(「クラウド型被災者支援システム整備の推進について(令和3年11月16日付事務連絡)」参照)が、別紙のとおり、導入経費について、緊急防災・減災事業債(充当率100%・交付税措置率70%)が活用できますのでお知らせいたします。

つきましては、貴防災主管部(局)におかれましても、被災者支援業務の充実を図るため、緊急防災・減災事業債をはじめとする財政措置を活用し、貴管内の市区町村における本システムの導入に向けて、本通知を周知していただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- ・<別紙1> 「防災情報システムに対する地方財政措置(緊急防災・減災事業債等の活用)」
- ・<別紙2> 「<別添2>クラウド型被災者支援システムの整備費、利用料等の概要について」

問い合わせ先
(クラウド型被災者支援システムに関すること)
地方公共団体情報システム機構 ICT イノベーションセンター研究開発部
電話 03-5214-8002 Mail : rddlg@j-lis.go.jp

(防災業務全般、地方財政措置に関すること)
内閣府政策統括官(防災担当) 付 クラウド型被災者支援システム担当
電話 : 03-3503-2231 Mail : csus-div.a3w@cao.go.jp